- (5)最低制限価格 設定しない。
- 契約書作成の要否 (6)

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から3日以内とする。

契約保証金 (7)

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年間の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体 とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたっ て締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。 その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 238 号

労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)第 37 条第 1 項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成 16 年 3 月 5 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知 があったので、同法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定により公 表する。

平成 16 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 子 義

争議行為の目的 1

医療保障・年金の大改悪反対、賃金引上げ・雇用の確保等の5項目の要求獲得

2 争議行為の日時

平成 16 年 3 月 18 日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間

争議行為の種類

救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合 員又は一部組合員による業務停止をはじめとするすべての争議行為

争議行為を行う場所

くわみず病院 (熊本市神水一丁目 14-41) 特定医療法人芳和会

本部事務所(熊本市神水一丁目 24-12) 特定医療法人芳和会

特定医療法人芳和会 熊本県民医連事務所(熊本市神水一丁目 3-20)

特定医療法人芳和会

ぽっぽ保育所(熊本市水前寺二丁目 20-12) 平和クリニック(熊本市本荘二丁目 15-18) 特定医療法人芳和会

楠クリニック (熊本市龍田五丁目 1-41) 特定医療法人芳和会

特定医療法人芳和会 菊陽病院(菊池郡菊陽町原水字小中野 5587)

特定医療法人芳和会 菊陽ぽっぽ保育所(菊池郡菊陽町原水字小中野 5587)

特定医療法人芳和会 水俣協立病院(水俣市桜井町二丁目 2-12)

特定医療法人芳和会 水俣協立理学クリニック (水俣市桜井町二丁目 2-11)

特定医療法人芳和会 八代中央クリニック (八代市永碇町 1361)

特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック (本渡市本渡町本戸馬場 2984)

有限会社健康共同ファルマ ひまわり薬局 (熊本市神水一丁目 21-16)

コスモス薬局 (熊本市龍田五丁目 1-45) 有限会社健康共同ファルマ

有限会社健康共同ファルマ さくら薬局 (水俣市桜井町二 丁目 2-14)

有限会社健康共同ファルマ たんぽぽ薬局 (菊池郡菊陽町原水字小中野 5587)

特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院 (熊本市佐土原一丁目 8-33)

熊本県公告第 239 号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、同法第 69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開 の聴聞を次のとおり実施する。

平成 16 年 3 月 17 日

熊本県知事 義 子 潮 谷

聴聞の日時 1

平成 16 年 3 月 31 日 午後 2 時

聴聞の場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階 803 会議室

被聴聞者 3

> 商 株式会社九建ホーム 代表者氏名 代表取締役 福嶋 正夫 事務所所在地 熊本県熊本市平成 3-16-27 熊本県知事(5)第2826号 免許証番号

免許年月日 平成 14 年 2 月 22 日

熊本県公告第240号

相良村長矢上雅義から認可の申請があった四浦地区(初神1工区)の換地計画については、 平成16年3月9日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。 関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議 を申し出ることができる。

平成 16 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年3月18日から 平成16年4月14日まで
- 2 縦覧の場所 相良村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 241 号

平成16年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。

平成 16 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 目的

この計画は、平成 15 年 7 月 30 日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、本県における医療に必要な輸血用血液及び血漿分画製剤用原料血漿を確保するため、平成 16 年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、特に、近年、医療機関からの需要が多く、安全性の高い 400mL 献血及び成分献血を県・市町村・熊本県赤十字血液センター及び関係機関等が連携して一層の推進を図ることを目的として策定する。

2 計画の期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

- 3 平成 16 年度献血目標の設定
 - (1) 平成 16 年度熊本県に必要な輸血用血液製剤見込み数・原料血漿確保目標量輸血用血液製剤製造見込み数 289,099 (単位) 原料血漿確保目標量 17,331 (L)

(※単位: 200mL 献血由来を1単位として換算)

(2) 平成16年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

		血液の目標量(L)	献血者数 (人)
200mL 献血		2,000	10,000
400mL 献血		22,400	56,000
成分献血	血漿成分献血	8,400	20,000
	血小板成分献血	4,800	12,000
総数		37,600	98,000

- 4 献血血液目標量を確保するために必要な措置
 - (1) 献血推進のための普及啓発、広報活動等

夏季及び冬季における血液不足傾向を解消するため、各種団体等の協力を得て キャンペーンを展開する。特に、400mL 献血と成分献血の必要性についての理解を 求め、より一層の推進を図る。

ア・キャンペーンの実施

- ・愛の血液助け合い運動(7月)
- ・学生献血クリスマスキャンペーン(12月)
- ・はたちの献血キャンペーン(1、2月)
- イ 移動献血ギャラリーの開催
- ・各地においてパネル展を開催するとともに啓発資材を配布、広く県民に啓発する。
- ケ パンフレットの作成
 - ・学生献血推進協議会 ・学園祭ギャラリー ・高校生
 - ・複数回献血者確保用 ・移動献血ギャラリー
- 工 広報活動
 - ・ラジオ、映画館、大型ビジョン、広報誌による広報
- (2) 献血推進組織の育成
 - ア熊本県献血推進協議会及び各地域献血推進連絡協議会の開催
 - イ 市町村担当者の研修会開催
 - ウ 献血推進リーダー研修会開催
 - エ 献血協力団体等に対する知事表彰の実施